平成２３年（フ）第８２４号
愛知県豊明市大久伝町南10番地１　深谷ハイツ101号
債務者　金沢　知里
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９３号
堺市南区桃山台１丁３番８―307号、前住所堺市南区野々井254番地５
債務者　木村恵美子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
堺市北区南花田町422番地１　南花田マンション303号
債務者　首藤タクシーこと　首藤　秀輝
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
堺市中区大野芝町204番地７　ＭＹコート大野芝206号、申立時の住所堺市東区大美野149番地125
債務者　石川塗装こと　石川　　修
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
堺市南区庭代台２丁１番15―504号
債務者　木畑　晴枝（旧姓池上）
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
堺市西区鳳西町１丁75番地21
債務者　野田　善雄
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
堺市西区鳳西町１丁75番地21
債務者　野田美智子（旧姓横山）
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
大阪府柏原市国分本町７丁目４番73号
債務者　楫野　公利
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４０４号
大阪府柏原市国分本町７丁目４番73号
債務者　楫野　惠子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７８号
大阪府藤井寺市野中５丁目３番38―502号
債務者　迫　眞須美
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４９１号
堺市西区津久野町１丁８番13号　ムー１番館407号、前住所堺市中区深阪2382番地１
債務者　藤木　良夫
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
堺市西区浜寺石津町中４丁21番10号
債務者　古川　房雄
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目1369番地の４
債務者　越智　秀生
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
大阪府大阪狭山市茱萸木３丁目1369番地の４
債務者　越智かおり
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５７５号
堺市北区百舌鳥西之町２丁271番地　セジュール百舌鳥102号
債務者　岩谷富美子
１　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８１号
神奈川県小田原市早川２丁目３番地の１
債務者　青木　　榮
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２０９号
神奈川県厚木市及川１丁目７番６号
債務者　和田　梅子
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２７号
神奈川県伊勢原市桜台１丁目40番１号
債務者　仲宗根盛善
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部